

令和3年度第10回

東北町農業委員会総会議事録

期日 令和4年1月12日

場所 コミュニティセンター未来館  
2階 集会室

令和3年度第10回東北町農業委員会総会

1. 開催場所 コミュニティセンター未来館 2階 集会室

2. 開会日時 令和4年1月12日(水) 午後1時30分

3. 閉会日時 令和4年1月12日(水) 午後4時00分

4. 出席農業委員(11名)

1番	乙部繁作	2番	竹内勝子
3番	大坂實	6番	小野寺正八
7番	甲地武彦	9番	甲地俊隆
10番	蛭沢清子	11番	沼尾京子
12番	蛭名勲	13番	米内山隆博
15番	久保田正一		

5. 欠席農業委員(4名)

4番	岡山敬一	5番	木村豊三郎
8番	蛭名修二	14番	沼尾幸一

6. 出席農地利用最適化推進委員(5名)

栄沼	鶴ヶ崎勝也	徳万才	佐々木祐輔
旭	笹倉隆悦	表町	山田昭二
千曳	藤井久		

7. 欠席農地利用最適化推進委員(0名)

## 8. 会議に付した案件

- 報告第30号 農地の転用事実に関する照会について  
報告第31号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について  
報告第32号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について  
議案第35号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
議案第36号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
議案第37号 東北町農用地利用集積計画の決定について

## 9. 議事録署名委員

6番 小野寺 正 八                      7番 甲 地 武 彦

## 10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 河 島 徳 悦      事務局主査 荒 木 浩 美

## 11. 書 記

事務局副参事 竹 内 恒 幸

—— 開会 午後1時30分 ——

事務局員 総会に入る前に、挨拶を交わしたいと思います。ご起立願います。  
「こんにちは」、着席願います。  
ただいまから、1月5日に招集通知しました、第10回東北町農業委員会総会を開催致します。  
本総会の出席委員は11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立致しました。  
なお、農地利用最適化推進委員5名の出席があります。  
本日、4番 岡山 敬一 委員、5番 木村 豊三郎 委員、8番 蛭名 修二 委員、11番 沼尾 幸一 委員より、会議規則第4条の規定に基づく、欠席届出がありましたので、ご報告致します。それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

(会長挨拶省略)

事務局員 ありがとうございます。それでは、東北町農業委員会、会議規則第5条により、会長は、会議の議長となり、議事を整理することになっていきますので、会長より議事進行をお願いします。

会 長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長 これより、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。  
総会の提出案件は、報告3件、議案3件であります。  
充分なるご審議をお願いします。  
それでは、議事に入ります。

議 長 日程第1 議事録署名者の指名及び書記の任命について、議題とします。  
お諮りします。議長の私から指名することにご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり。

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議長において指名することに決定しました。  
議事録署名者には、6番 小野寺 正八 委員、7番 甲地 武

議 長 彦 委員を指名致します。なお、書記には、竹内副参事を任命致します。

議 長 日程第2 会期の決定について、議題とします。  
総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし) 声あり。

議 長 異議なしと認め、総会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

議 長 日程第3 報告第30号 農地の転用事実に関する照会について、議題とします。事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 1ページをお開き下さい。  
報告第30号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方  
法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったの  
で、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので、報告  
するものです。なお、現地確認は、1月5日、農業委員 久保田  
正一 委員、推進委員 笹倉 隆悦 委員と事務局職員2名によ  
り遅滞なく現地調査を行い、現況が農地であるか否かを確認して  
います。  
2ページをお開き下さい。  
受付番号41番、1件について説明致します。  
(受付番号41番、1件朗読説明省略) 以上、1件です。

議 長 ただいま、事務局より報告第30号の朗読及び説明がありました。  
ご質疑等ありませんか。

(質疑なし) の声あり。

議 長 質疑なしと認め、報告第30号は原案のとおり報告済と致しま  
す。

議 長 日程第4 報告第31号 農地法第3条の3第1項の規定によ  
る届出書の受理について、議題とします。  
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 3ページをお開き下さい。  
報告第31号、このことについて、別紙のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので報告するものです。  
4、5ページの記載内容となります。  
(受付番号53番から58番、6件朗読説明省略)以上、6件です。

議長 ただいま、事務局より報告第31号の朗読及び説明がありました。ご質疑等ありませんか。

(質疑なし)の声あり。

議長 質疑なしと認め、報告第31号は、原案のとおり報告済と致します。

議長 日程第5 報告第32号 農地法第18条第6項の規定による  
通知書の受理について、議題とします。事務局より朗読及び説明  
を願います。

事務局長 6ページをお開き下さい。  
報告第32号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受  
理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により別紙の  
とおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する  
ものです。  
7ページ、8ページをお開き下さい。  
(受付番号10番から12番、3件朗読説明省略)以上、3件です。

議長 ただいま、事務局より報告第32号の朗読及び説明がありました。ご質疑等ありませんか。

(質疑なし)の声あり。

議長 質疑なしと認め、報告第32号は、原案のとおり報告済と致します。

議長 日程第6 議案第35号 農地法第3条第1項の規定に基づく  
農業委員会の許可について、議題とします。事務局より議案朗読  
及び説明をお願いします。

- 事務局長 9ページをお開き下さい。  
議案第35号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり、(1)所有権移転10件の、許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。  
10ページから15ページの記載内容となります。  
所有権移転(10件)について説明致します。  
(受付番号50番から60番、10件朗読説明省略)  
受付番号53番が記載されていないのは、令和4年1月11日に譲渡人が他界されたこと等により、依頼された行政書士より取り下げがなされております事を報告致します。以上、所有権移転10件です。
- 議長 ただいま、事務局より議案朗読及び説明がありました。ご異議ありませんか。
- 蛭沢清子委員 農地法第3条の規定による許可申請の59番と60番について、親子関係での、同一世帯でありながら、土地の交換されることに何かメリットがありますか。
- 事務局長 一般的な考えから、親子での土地交換をする必要性が無くてもいいのではないかと思われませんが、家庭の事情で農地をそれぞれきっちり分けたうえで、本人所有名義として、親と子が、それぞれの農地を集約して営農作業をしやすいように農地をまとめたということです。
- 蛭沢清子委員 はい、分かりました。
- 蛭名勲委員 50番と51番の農地法第3条による所有権移転の件で、譲受人の方は新規就農で、経営農地面積が0㎡からの農地取得となることから農地取得事由が父からの受贈と経営規模拡大とありますが、新規就農制度が適用されますか。
- 事務局長 資料にあるとおり、50番の案件は親子での贈与、受贈の取得事由となります。譲受人の子は、以前県外の大学を卒業後に在住していた町で新規就農されています。その後、2年前ほどに東北町へ帰省して父親と一緒に農業経営を始めました。その1年後に農地取得のため、現在の許可申請に至っています。新規就農制度の適用については、特に

- 事務局長 問題無く、利用が可能となります。なお、相談窓口の担当については上北地域県民局農林水産部と町農林水産課になりますので、ご相談して下さいますようお願い致します。
- 蛭名勲委員 はい、分かりました。
- 議 長 その他ございませんか。
- (異議なし) の声あり。
- 議 長 異議なしと認め、議案第35号は、原案のとおり許可することに決定しました。
- 議 長 日程第7 議案第36号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、議題とします。事務局より議案朗読及び説明を願います。
- 事務局長 16ページをお開き下さい。  
議案第36号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求めるもので、17ページ(1)所有権移転3件については、現地調査が行われております。  
なお、(1)所有権移転申請箇所的位置等は、18ページから23ページのとおりです。  
(受付番号13番から15番、3件朗読説明省略) 以上、3件です。
- 議 長 ただいま、事務局より議案朗読及び説明がありました。  
これには、現地調査が行われていますので、久保田 正一 委員より現地調査の報告をお願いします。
- 久保田正一委員 議案第36号の(1)所有権移転の受付番号13番について現地調査の報告を致します。  
1月5日に笹倉 隆悦 推進委員及び事務局と現地へ出向き、申請者(譲受人)の代理人立ち会いのもと現地確認調査を実施しました。  
申請地は、東北町役場本庁舎より東北東へ約500mの距離にあり、県道七戸上北町停車場線の南側の裏通りに面し、近くには



- 久保田正一  
委員 青森銀行上北町支店やJ A十和田おいらせ上北支店があり、都市計画用途地域の第二種住居地域に指定された区域内に位置しています。  
転用の目的は、普通住宅の建築であり、現況においては境界が明確で、周辺に被害を及ぼす影響は無いとみられるため、許可相当と判断して参りました。  
引き続き受付番号14、15番について報告します。  
申請者（譲受人）と（譲渡人）それぞれ立ち会いのもと現地確認調査を実施しました。  
申請地は、東北町役場本庁舎より、東北東へ約1.8kmの距離にあり、町道437号線（旭町十字路から湖畔棧橋までの道路）が付近を通っていて、近くには、対島商店や小川原湖漁業協同組合があり、都市計画用途地域の準工業地域に指定された区域内に位置しています。  
転用の目的は、会社の資材置場であり、現況においては境界が明確で、周辺に被害を及ぼす影響は無いとみられるため、許可相当と判断して参りました。以上、報告致します。
- 議長 ご苦労様でした。ただいま、久保田 正一 委員より、現地調査の報告が終わりました。本案について、ご異議ありませんか。
- 甲地俊隆  
委員 議案第36号、農地法第5条転用許可申請の14番と15番の転用目的が資材置場について23ページの計画図にトラックや重機車両がありますが、この場合、重機車両等の廃油類の処理について、廃油類の流出防止のため沈殿槽等の設置が必要ではないでしょうか。
- 事務局長 現在の資料には、廃油類の流出防止のための設備の明記がありませんが、計画図へ明記させ、改めて書類の提出を求めたうえで、しっかりと指導して参ります。
- 甲地俊隆  
委員 はい、分かりました。
- 議長 その他ございませんか。

（異議なし）の声あり。

議長 異議なしと認め、議案第36号は、原案のとおり承認することに決定しました。

議長 日程第8 議案第37号 東北町農地利用集積計画の決定について、議題とします。事務局より朗読及び説明をお願いします。なお、これには12番 蛭名 勲 委員の関連事項がありますので、東北町農業委員会会議規則第17条により、議事に参与することができない事から当該事案の審議から終了まで、退席をお願いします。

(12番 蛭名 勲 委員退席)

事務局長 24ページをお開き下さい。  
議案第37号 東北町農用地利用集積計画の決定について、東北町長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものであります。  
25ページをお開き下さい。  
農用地利用集積計画の承認について、町長から農業委員会への承認願いの文書であります。  
26ページから28ページをお開き下さい。  
(2) 使用貸借、受付番号77番から81番、5件について説明致します。  
(受付番号77番から81番、5件朗読説明省略) 以上、5件です。  
次に29ページをお開き下さい。  
農地売買等事業による(1)所有権の移転、受付番号9番から13番、5件について説明致します。  
(受付番号9番から13番、5件朗読説明省略) 以上、5件です。

議長 長 ただいま、事務局より説明が終わりました。本案について、ご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり。

議長 異議なしと認め、議案第37号は、原案のとおり承認することに決定しました。12番 蛭名 勲 委員の入場をお願いします。

(12番 蛭名 勲 委員 入場・着席)

議 長 以上で、本日の日程は、全部終了致しました。  
第10回東北町農業委員会総会を閉会致します。

—— 閉会 午後4時00分 ——